

# 特別徴収全事業所一斉実施 Q&A

Q 1

市民税・県民税（個人住民税）の「特別徴収」とは何ですか？

A

事業者（特別徴収義務者）が従業員（納税義務者）に対して支払う給与から、市民税・県民税（個人住民税）を天引きし、従業員に代わってその従業員に課税した市町村に納入する制度です。

Q 2

すべての事業者が従業員の市民税・県民税（個人住民税）を特別徴収するのですか？

A

本来、給与を支払う際に所得税を源泉徴収して国に納付する義務がある事業者は、原則として市民税・県民税についても特別徴収を行っていただく必要があります。ただし、次の場合については、普通徴収とすることを認めます。

A：受給者総人員が3人未満

B：退職者

C：他事業所で特別徴収の者（乙欄該当者を含む）

D：給与不定期・税額が引ききれない（年間9万6千円以下）

E：休職者または休職・退職予定者

Q 3

今まで特別徴収しなくてもよかったのに、何が変わったのですか？

A

所得税の源泉徴収義務者である事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の市民税・県民税を特別徴収することが地方税法により義務付けられています。法令改正があった訳ではなく、今までもこの要件に該当する事業主は特別徴収をしていただく必要がありました。

法令遵守の立場から市民税・県民税特別徴収の適正実施の取組みにご理解をお願いします。

Q 4

手間も増えるので特別徴収を行いたくないのですが？

A

事務の増加や経理担当者がいないといった理由で特別徴収を行わないことは、法令上認められません。地方税法の趣旨に沿った適切な徴収義務を果たしていただくためにご理解くださるようお願いいたします。

Q 5

従業員から普通徴収にしてほしいと言われているのですが？

A

要件に該当する事業者を特別徴収義務者として指定しますので、従業員が個々に特別徴収・普通徴収の区分を選択することは認められていません。

Q 6

給与支払額が96万5千円以下の従業員が3人である事業者は、特別徴収義務者に指定されますか？

A

従業員が3名以上の事業者は原則として特別徴収義務者に指定されますが、均等割の非課税基準所得を下回る従業員については非課税となりますので、給与から特別徴収する税額はありませぬ。なお、この場合にはQ2回答における普通徴収事由Dに該当するため、毎年の給与支払報告の際、3人を普通徴収対象者として報告することが認められます。

Q 7

市民税・県民税（個人住民税）は事業者が計算しなくてもよいのですか？

A

そのとおりです。市民税・県民税（個人住民税）額は、1月末までに事業者から提出していただいた給与支払報告書やご本人の申告等に基づき、市町村で計算して通知しますので、給与から天引きする金額を事業者が計算する必要はありません。所得税のように年末調整を行う手間もありません。

Q 8

普通徴収より特別徴収の方が従業員の1回の支払額が少なくなるそうですが？

A

そのとおりです。普通徴収の納期は通常年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので1回あたりの納税額が少なくなります。また、納税者（従業員）にとって金融機関等に出向いて納税する手間が省け、納め忘れもありません。

Q 9

2ヶ所の事業所に勤務している従業員は、どちらから特別徴収されますか？

A

前年の状況や給与支払額等を鑑み、必要があれば双方の事業者と協議した上でどちらか一方に決定します。

Q10

市民税・県民税（個人住民税）を納める方法は特別徴収だけなのですか？

A

特別徴収のほかに、従業員等の納税義務者に市町村が直接納税通知書を送付し、納税義務者が納付する「普通徴収」による納付方法もあります。ただし、普通徴収は原則として、特別徴収に該当しない方が市民税・県民税（個人住民税）を納付する方法ですので、法令上、特別徴収すべき場合は特別徴収をすることになります。

Q11

パートであり、近いうちに退職する予定の従業員でも特別徴収しなければならないのですか？

A

パートやアルバイト、非常勤職員にかかわらず、4月1日現在で在職されている人は特別徴収の対象となります。

ただし、3月末までに退職する予定がある方は、給与支払報告書提出時に「E：休職者または休職・退職予定者」に該当する方として、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に理由の略号（E）を記入のうえ「普通徴収仕切り紙」の後に綴って提出していただくことにより、普通徴収とします。

Q12

日給月給のため、固定された給与ではありません。月によって給与額がバラバラ。そのような人は普通徴収で良いのですか？

A

給与から税額が引ききれない月がある方については、給与支払報告書提出時に「D：給与支給日が不定期または税額が引ききれない月」に該当する方として、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に理由の略号（D）を記入のうえ「普通徴収仕切り紙」の後に綴って提出していただくことにより、普通徴収とします。

Q13

従業員の入れ替わりが激しいため、特別徴収は難しいのですが？

A

3月末までの退職予定が明確であれば、給与支払報告書提出時に「E：休職者または休職・退職予定者」に該当する方として、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に理由の略号（E）を記入のうえ「普通徴収仕切り紙」の後に綴って提出していただくことにより、普通徴収とします。

しかし、4月以降の退職や退職予定日が明確でないなどの場合は特別徴収の扱いとしたうえで、退職予定日が決定してから「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出していただいた後に、普通徴収に切り替えることとなりますので、ご理解ください。

Q14

1月末に給与支払報告書を提出した従業員が、その後すぐ退職したのですが、異動届出書を提出する必要はありますか？

A

異動した年の1月1日現在、本市に住所があり、1月末に給与支払報告書を提出した従業員がその後退職や転勤などによって給与支払を受けなくなった場合には、「給与支払報告書に関する給与所得者異動届出書」を提出してください。

この場合4月1日までの異動は4月15日までに異動届出書を提出していただくことになっております。

Q15

4月に退職した従業員がいます。この従業員が、送られてきた特別徴収税額決定通知書に載っていますが、どうしたらいいのですか？

A

「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を、特別徴収税額決定通知書を送付した市町村に提出してください。

Q16

従業員が退職、転勤した場合はどうなりますか？

A

退職、休職又は転勤など、従業員に異動があったときは、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出いただく必要があります。

異動届出書につきましては、異動が生じた翌月の10日までに提出をお願いします。

Q17

市民税・県民税が非課税の従業員が異動した場合でも、異動届出書を提出する必要がありますか？

A

市民税・県民税が非課税（徴収すべき税額がゼロ）の従業員が異動した場合でも、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出が必要ですので、異動が生じた翌月の10日までに提出をお願いします。

その他、市民税・県民税をすでに納入済みの場合でも同様です。

Q18

4月1日現在は在職していませんでしたが、その後就職した従業員がいる場合、途中から特別徴収に切り替えることはできますか？

A

対象となる従業員が、事業者を通じて1月1日現在の住所所在地の市町村にその旨をご連絡いただければ、途中からでも特別徴収に切り替えることができます。

Q19

所得税が発生しなければ市民税・県民税（個人住民税）も発生しませんか？

A

所得税と市民税・県民税（個人住民税）では税額の計算方法が違いますので、所得税が発生しなくても個人住民税が発生することがあります。

Q20

5月の税額通知以降、毎月の税額が変わることはないですか？

A

市民税・県民税は前年の所得に対して計算いたしますので、税額が変わることは基本的にありません。しかし、従業員の方が確定申告のやり直しがされたり、扶養親族の前年の所得が48万円を超えていることが後から判明したりして、再計算の結果税額が変わる場合もあります。このような場合は、引き去りが済んでいない残りの月で税額を調整した変更通知書をお送りいたします。税額が大幅に減り既に引き去りされた税額も減額になる場合は、変更通知書をお送りするとともに、納めていただいた税額のお返しについて後日本市よりご連絡させていただきます。

Q21

他からの給与支給や事業所得がある従業員はどうすればいいのか？（公的年金を除く）

A

他の事業所からも給与の支給がある場合は、給与所得全体を合算して計算した市民税・県民税額を（1つの）事業所において引き去り（天引き）していただきます。（その事業所へ特別徴収の通知を送付します。）また、給与以外に不動産所得や事業所得がある場合には、その部分の所得に係る市民税・県民税については、納税者において確定申告または市民税・県民税申告時に、「普通徴収」または「給与所得分と合算して特別徴収」の選択が可能です。合算しての特別徴収の場合でも、事業所での税額の計算や新たな事務負担はありません。

Q22

徴収した税額の納め方は？振込手数料はかかるのですか？

A

毎年5月に税額通知とともに納入書をお送りいたしますので、給与支払日の翌月10日までに金融機関の窓口で納めていただくことになります。青森市内の指定金融機関及び青森市外のゆうちょ銀行または郵便局で納めていただければ、手数料はかかりません。

申し訳ございませんが、特別徴収は口座振替による納付・コンビニ納付には対応しておりません。

各金融機関で行っている地方税納付代行サービスを利用することも可能です。こちらは有料のサービスであり、実施していない金融機関もございますので、詳細につきましては各金融機関へお問い合わせをお願いいたします。

Q23

間違った税額で納めたり、納めるのを忘れてしまった場合は？

A

納入いただいた税額に過不足があった場合は、差額について確認のお願いを文書でお送りいたします（お電話を差し上げる場合もあります）。納期限を過ぎて納入された場合、納入する税額と納期限から経過した日数によっては延滞金がかかってしまうことがあります。収納担当課（納税支援課）より給与支払者へ督促状や催告書をお送りして納入漏れのないようご連絡をいたします。所得税の源泉徴収と同様に、給与支払日の翌月10日が納期限となっておりますので納め忘れのないようお願いいたします。

Q24

特別徴収では毎月市町村に納入することになっているようですが、面倒なので回数を減らす方法はありませんか？

A

従業員数が常時10人未満である事業所は、市町村の承認により年12回の納期を2回とする「納期の特例」を利用することができます。

Q25

特別徴収を放棄した場合、または滞納した場合はどうなるのですか？

A

特別徴収義務者に指定された事業者が、従業員から徴収すべき税額を放棄または滞納した場合は、地方税法に基づき、特別徴収義務者に対して督促状が発送されます。督促状が届いても納入されない場合は、事業者に対して滞納処分を行うことになります。

従業員から集めた税金を納めずにいることは、脱税とみなされ（地方税法第324条第3項）、懲役や罰金を科されることもある重大な法律違反に当たります。

Q26

事業不振のため、特別徴収した市民税・県民税（個人住民税）を納期限内に納入できないのですが、どうしたらよいですか？

A

事業者が特別徴収した徴収金は、従業員からの預り金であり、事業資金ではありませんので、必ず納入してください。

なお、納入すべき市民税・県民税（個人住民税）を納期限内に納入しなかった特別徴収義務者に対しては、地方税法第324条第3項（市町村民税の脱税に関する罪）において罰則規定が設けられています。